

福岡市公報

平成31年 1 月10日 第6550号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○北海道の一部の地域における被災納税者等が行う市税に関する申告期限等の指定（第 8 号）	1
○放置自転車の移動及び保管（第 9 号）	2
公 告	
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（第 9 号）	4
○開発行為に関する工事の完了（第10号）	5
東 区	
○住民票の消除（告示第 1 号）	5
早 良 区	
○自動車臨時運行許可番号標の失効（告示第 1 号）	6

告 示

福岡市告示第 8 号

福岡市市税条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成30年10月29日付福岡市告示第269号において別途福岡市告示で定めることとされている期日のうち次に掲げる地域に係るものについては、その期限が平成30年 9 月 6 日から平成31年 1 月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

平成31年 1 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

都道府県名	指 定 地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町

福岡市告示第 9 号

福岡市自転車の放置防止に関する条例第10条第 2 項及び第11条第 2 項の規定に基づき、自転車を移動し、保管したので、同条例第12条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成31年 1 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 自転車が放置されていた場所、移動し、保管した年月日、移動し、保管した自転車の台数、保管及び返還を行う場所並びに問合せ先

別表のとおり

- 2 返還事務を行う時間等

月曜日から金曜日まで 午前11時から午後10時まで

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後 1 時から午後10時まで

12月29日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

- 3 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、その氏名及び住所並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

- 4 その他

この告示に係る自転車で、この告示の日から 1 か月経過後においても利用者等の引取りがないものは、本市において売却、廃棄等の処分を行う。

別表

自転車が放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した自転車の台数	保管及び返還を行う場所	問合せ先
地下鉄唐人町駅周辺地区自転車放置禁止区域	平成30年12月14日	7 台		
地下鉄天神駅・西鉄福岡駅周辺地区自転車放	平成30年12月 1 日	73		
	平成30年12月 2 日	10		
	平成30年12月 3 日	19		
	平成30年12月 4 日	22		
	平成30年12月 5 日	44		
	平成30年12月 6 日	47		
	平成30年12月 7 日	61		
	平成30年12月 8 日	44		

置禁止区域	平成30年12月9日	34	中央区那の津 三丁目7番 那の津自転車 保管所	中央区大名二丁目5 番31号 中央区役所地域整 備部道路適正利用 推進課 電話 718-1093
	平成30年12月10日	36		
	平成30年12月11日	27		
	平成30年12月12日	73		
	平成30年12月13日	41		
	平成30年12月14日	11		
	平成30年12月15日	58		
西鉄薬院駅周辺地区自 転車放置禁止区域	平成30年12月2日	34		
	平成30年12月5日	22		
	平成30年12月9日	23		
地下鉄大濠公園駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	平成30年12月14日	11		
地下鉄六本松駅周辺地 区自転車放置禁止区域	平成30年12月11日	5		
地下鉄渡辺通駅周辺地 区自転車放置禁止区域	平成30年12月2日	10		
	平成30年12月5日	7		
	平成30年12月9日	24		
	平成30年12月13日	3		
地下鉄赤坂駅周辺地区 自転車放置禁止区域	平成30年12月6日	3		
	平成30年12月8日	17		
	平成30年12月11日	9		
	平成30年12月13日	18		
地下鉄天神南駅周辺地 区自転車放置禁止区域	平成30年12月3日	8		
	平成30年12月8日	13		
	平成30年12月13日	5		
平尾三丁目地内	平成30年12月11日	1		
福浜二丁目地内	平成30年12月11日	1		

大手門一丁目地内	平成30年12月 4 日	4		
	平成30年12月11日	1		
笹丘三丁目地内	平成30年12月13日	1		
鳥飼二丁目地内	平成30年12月11日	1		
梅光園一丁目地内	平成30年12月 3 日	1		

公 告

福岡市公告第 9 号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第 5 条の規定により次のように公告する。

平成31年 1 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

業務名

福岡市政だより等配送及び配布業務

2 入札日時

平成31年 2 月21日午前10時（郵送による場合は、同月20日午後 5 時までに必着とする。）。

3 詳細は、入札説明書による。

4 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市市長室広報戦略室広報課

電話 092-711-4016

(2) 期間

本公告の日から 1 月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

Nature of the product(s) or service(s) to be procured
Delivery and distribution services of Fukuoka Shisei-dayori
(city newsletter) and other publications

2. Date & Time of tender

10 a.m., February 21, 2019

(Tender by post to arrive by 5 p.m., February 20, 2019)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Public Information Section, Strategic Public Information Office,
Mayor's Office, Fukuoka City Hall
1-8-1, Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092) 711-4016

(2) Period

From the date of this notice to January 21, 2019, excluding weekend(s)
and holiday(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市公告第10号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

平成31年1月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市城南区東油山四丁目225番1から225番8まで、229番及び229番2から229番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区東入部三丁目3番7-101号
有限会社 ヒロ・プランニング

東 区

福岡市東区告示第 1 号

住民基本台帳法施行令第12条第 1 項の規定に基づき、福岡市東区香住ヶ丘二丁目34番28-201号澤野彰ほか 3 人の住民票を職権で消除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から 1 月間福岡市東区役所市民部市民課において縦覧に供する。

平成31年 1 月10日

福岡市東区長 山 方 浩

早 良 区

福岡市早良区告示第 1 号

自動車の臨時運行許可番号標が失効したので、次のように告示する。

平成31年 1 月10日

福岡市早良区長 坂 本 秀 和

自動車の臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
福岡91-07 福岡	平成30年12月 7 日